

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱電機株式会社			コード	6503		
提出日	2025/5/29		異動（予定）日	2025/6/24			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	小坂達朗	社外取締役	○													○	有
2	柳弘之	社外取締役	○												△		有
3	江川雅子	社外取締役	○													○	有
4	松山遼	社外取締役	○													○	有
5	皆川邦仁	社外取締役	○													○	有
6	ピーターD.ピーダーセン	社外取締役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
2	同氏は、当社と取引関係があるヤマハ発動機(株)において過去に業務執行者であった者ですが、当社と同社の取引高は双方の連結売上高の1%未満であり、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、同社と当社との間に独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	同氏が顧問に就任しているヤマハ発動機(株)と当社の間には取引関係がありますが、同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はありません。また、同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
3		同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
4		同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
5		同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。
6	同氏は、社外有識者として当社ステナビリティ活動への助言を2024年6月25日の当社社外取締役就任前まで行っており、報酬を受けておりません。また、直近事業年度における当該報酬の総額は50万円未満であります。同氏は当社が寄付を行っている特定非営利活動法人ネリスにおいて業務執行者である者ですが、当社から同法人への寄付は直近事業年度において600万円未満であります。これらは当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、同氏及び同法人と当社との間に独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。	同氏は、社外有識者として当社ステナビリティ活動への助言を2024年6月25日の当社社外取締役就任前まで行っており、また同氏が代表権を有する特定非営利活動法人ネリスに対して、当社から寄付を行っていますが、同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はありません。また、同氏は、上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しています。

4. 补足説明

＜社外取締役の独立性ガイドライン＞ 実業界の経営者経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下のいずれにも該当しない者を社外取締役候補者に指名する。なお、以下①、②、④、⑤については、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において該当した場合を含む。
① 当社との取引額が、当社又は相手先会社の連結売上高の2%を超える会社に業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他使用人(以下、業務執行者)として在籍している場合
② 当社の借入額が、連結総資産の2%を超える会社に業務執行者として在籍している場合
③ 当社の会計監査人の関係者として在籍している場合
④ 専門家、コンサルタントとして、当社から1,000万円を超える報酬を受けている場合
⑤ 当社からの寄付が、1,000万円を超える団体の総収入の2%を超える組織に業務執行役員(理事等)として在籍している場合
⑥ 当社の大株主(10%以上)の議決権保有)又はその業務執行者として在籍している場合
⑦ その他重大な利益相反を生じさせる事項がある者又は会社等の関係者である場合

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。